



# お知らせカレンダー

No. 1828 【 9月11日 発行 】

令和7年9月15日 ～ 令和7年9月28日

編集・発行 総務企画課



世帯数 2,661 世帯

人口 4,986 人

男: 2,439 人

女: 2,539 人

(令和7年8月31日現在)

| 日  | 曜日  | 予定行事名等  | 時間          | 場所     | 主催       |
|----|-----|---------|-------------|--------|----------|
| 15 | (月) | 敬老の日    |             |        |          |
| 16 | (火) |         |             |        |          |
| 17 | (水) |         |             |        |          |
| 18 | (木) |         |             |        |          |
| 19 | (金) | 与論町議会閉会 | 15:00～      | 議場     | 与論町議会事務局 |
| 20 | (土) |         |             |        |          |
| 21 | (日) | 文化財講演会  | 10:00～11:30 | ゆんぬ体験館 | 生涯学習課    |
| 22 | (月) |         |             |        |          |
| 23 | (火) | 秋分の日    |             |        |          |
| 24 | (水) |         |             |        |          |
| 25 | (木) |         |             |        |          |
| 26 | (金) |         |             |        |          |
| 27 | (土) |         |             |        |          |
| 28 | (日) |         |             |        |          |

## ～供利港や茶花港(エガシマ)を利用される方々へ～

供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を置いて島外へ出発されるケースが見受けられます。

万が一、高潮や台風の影響で海に車等が流されると、海中から引き上げられるまでの間、定期船の入港ができず、島の生活全体に大きな影響を与えかねないことがありますので、供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を駐車したまま、島外へ出発されないよう町民の皆様のご協力をお願いします。

また木製パレットについては、これまでも持ち帰りをお願いしているところですが、依然として、荷物のみ持ち帰るケースが多発しており、投棄・放置する状況が見受けられます。港湾区域内での投棄や放置は、法律で禁止されています。木製パレットも荷物の一部ですので、必ず持ち帰っていただき、与論島の玄関口である与論港をきれいに利用していただきますようご協力をお願いいたします。

大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課

与論町役場 建設課

龍泉窯

琉明貿易

日琉貿易  
山北王

景德鎮

琉球国

冊封

# 陶磁器からみた与論城跡と 今帰仁城跡

講師 (公財) 愛媛県埋蔵文化財センター 嘱託調査員  
沖縄県立芸術大学芸術文化研究所 共同研究員

柴田 圭子 氏

日時 9月21日(日)  
10時～11時30分

会場 ゆんぬ体験館

事前申し込み不要

与論城跡からは、明代の中国で生産された青磁を中心に多くの陶磁器が出土しています。この焼き物たちは、多くのことを語ってくれる歴史資料でもあります。

この講演会では、与論城跡から出土する陶磁器を中心に、今帰仁城跡との比較から、与論城跡の魅力を知って貰いたいと考えております。



お問い合わせ先

与論町教育委員会事務局 Tel: 0997-97-2441

生涯学習課 文化財担当 Mail: sgakusyu@yoron.jp

※当事業は文化庁の令和7年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて実施しています。

～こども未来課よりお知らせ～

## 高齢者の帯状疱疹ワクチンの定期接種について

- 対象となる方：定期接種は下記の①、②を通して生涯で1回のみとなります。

(対象の方には、お知らせ(緑色の用紙)を送付しています。)

定期接種の対象は以下の方です。

① 年度内に65歳を迎える方

② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

注2) 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

- 令和7年度の実施期間：令和7年6月2日(月)～令和8年3月31日(火)

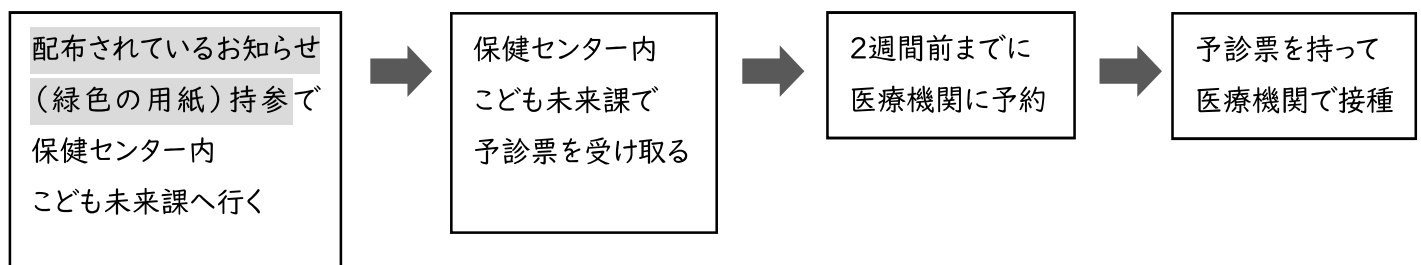
- 接種場所：町内外の各委託医療機関

(与論徳洲会病院、龍美クリニック、パナウル診療所等)

- 接種費用：接種に係る費用のうちワクチン代は与論町が助成しますが、ワクチン代以外の費用(接種手技料等)に関しては自己負担となります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

※ 生活保護世帯の方はワクチン代とは別に、接種手技料に対し3,000円を与論町が助成しますが、それを超える場合の差額は自己負担となります。

- 接種の流れ：



<問合せ先>

与論町保健センター内こども未来課

担当：清水

電話：0997-97-2792

# 令和7年度 与論町役場会計年度任用職員募集

与論町役場では、下記の部署にて令和7年度会計年度任用職員を募集しています。

**応募期限:募集については採用予定人員が確保されるまで**

**随時受け付けております。**

**※面接の日程は、応募者へ別途通知いたします。**

## 各課募集概要

### (1)こども未来課:与論こども園、学童クラブ

①保育士 ②保育士補助 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②については、必要な資格要件なし

①～②パート可(要相談)

### (2)こども未来課:茶花こども園

①保育士 ②保育士補助 ③栄養士/調理師 ④調理師補助 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②・④については、必要な資格要件なし

③については、栄養士又は調理師資格免許を所持している者

### (3)こども未来課:児童発達支援センター

①保育士 ②保育士補助 ③作業療法士 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者

②については、必要な資格要件なし

③については、作業療法士の資格免許を所持している者

### (4)建設課

①与論港旅客上屋等港湾施設 管理・清掃員 1名

※普通自動車運転免許を所持している者

### (5)総務企画課

①事務補助員 1名

※普通自動車運転免許を所持している者

### (6)教育委員会 学校給食センター

①調理師 ②調理師補助員 若干名

※①については、調理師免許を所持している者

②については、必要な資格要件なし

※詳細は与論町ホームページをご確認頂くか、役場総務企画課までお越しください。

※募集要項・応募書類は、与論町ホームページからダウンロードできるほか、役場総務企画課でもお配りしています。

【お問い合わせ・連絡先】  
役場総務企画課 人事担当  
電話:0997-97-3111

＼一緒に働きませんか！／



保健センターよりお知らせ

# 9月は健康増進普及月間 食生活改善普及月間です

## 食事をおいしく、バランスよく

主食・主菜・副菜は、健康な食事の第一歩。多様な食品から、からだに必要な栄養素をバランスよくとる秘訣は、毎日の食事で、主食・主菜・副菜を組み合わせる食べることです。若い世代を中心にバランスのとれた食事がとりにくくなっている状況がみられます。



### ● 主食・主菜・副菜とは



主食

ごはん、パン、めん類などで、炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになります。



主菜

魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含みます。



副菜

野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。

## こども未来課からのお知らせ

### ❀ 小児の定期予防接種 ❀

|      | 与論徳洲会病院<br>(小児予防接種外来) | パナウル診療所                   | 龍美クリニック<br>(3歳以上)  |
|------|-----------------------|---------------------------|--------------------|
| 実施日  | 月～金<br>(祝日を除く)        | 診療日<br>(水曜午後・土曜午後休診)      | 水・木<br>(祝日を除く)     |
| 受付時間 | 13:00～14:00           | 8:30～11:30<br>15:00～17:30 | 10:30～11:00        |
| 予約方法 | <u>2週間前の金曜正午まで</u>    | <u>2週間前の金曜正午まで</u>        | <u>2週間前の金曜正午まで</u> |
| 電話番号 | 0997-97-2511          | 0997-84-3330              | 0997-97-5607       |

※ 与論徳洲会病院の林医師の接種日については、お届けしている受診票の裏面をご覧ください。  
病院からのお知らせを参考にしてください。

- 対象の方には予診票をお届けしています。年齢や間隔によって接種できる時期が一人ひとり違います。予診票の使用期間に沿って接種の計画を立ててください。
- ご不明な点は、与論町役場こども未来課へお問い合わせください。

お問合せ先 : 与論町役場 こども未来課 担当:清水 電話 0997-97-2792

今日から  
はじめられる

# 健康 アクション!



健康づくりのためのおすすめ行動リスト | 食事 | 身体活動 | 睡眠 | 喫煙

## 1 食事



### 1日の食事で主食、主菜、副菜、牛乳・乳製品、果物を組み合わせましょう

食事

主食（ご飯、パン、麺など）、主菜（魚、肉などのおかず）、副菜（野菜などのおかず）、牛乳・乳製品、果物を組み合わせたバランスの良い食事をしている人ほど、循環器疾患等の死亡リスクが低いことが報告されています。

### 炭酸飲料や甘いジュースからお茶やお水に変えましょう

食事

500ml の炭酸飲料には約 15 個の角砂糖の糖分が含まれています。砂糖が含まれる飲料を毎日飲む人は、糖尿病のリスクが高いことが報告されています。

## 2 身体活動



### 自分の歩数を確認して目標を決めましょう

身体活動

スマホなどで自分自身の歩数を知ることは身体活動を増やす励みになります。一般的には毎日 8,000 歩（65 歳以上の方は 6,000 歩）が推奨されていますが、まずは自分に合った目標を決めて、無理なく歩数を増やしていきましょう。歩数を増やすことで死亡率や生活習慣病を減らすことが期待できます。

### 座っている時間が長くなりすぎないように注意して身体を動かしましょう

身体活動

座っている時間が長い人ほど死亡リスクが高いことが報告されています。

## 3 睡眠



### 睡眠時間を十分に確保しましょう

睡眠

成人では睡眠時間が6時間未満の人では、死亡リスクが高いことが報告されています。適切な睡眠時間には個人差があり、より長い睡眠を必要とする場合もあります。

### 睡眠で休養をとれている感覚を得ましょう

睡眠

睡眠時間が適切で、さらに睡眠で休養をとれている感覚がある場合にはより死亡リスクが低いことが報告されています。

喫煙する方は  
こちらも  
チェック!

## 4 喫煙



### 今日から禁煙にチャレンジしましょう

喫煙

自力での禁煙もおすすめですが、禁煙外来により禁煙成功率が3～4倍に高まると報告されています。また、健康保険が適用される場合、1日あたりの治療費は、タバコを1日1箱購入するよりも安くなります。

### ニコチンパッチ・ニコチンガムを試してみましょう

喫煙

禁煙後の離脱症状を軽くします。喫煙本数が多い場合、依存度が高い場合は、医療機関を受診してください。

### 加熱式タバコもやめましょう

喫煙

加熱式タバコを吸うと最終的な禁煙成功率が下がるという報告もありますので、加熱式タバコへの切替ではなく禁煙をお勧めします。

今日からはじめられる 健康アクション

作成：令和7年3月

このリーフレットの内容は、個々の状況や健康状態に応じた効果を保証するものではありません。具体的な指導等を希望する場合には、専門家にご相談ください。

## **与論町廃屋等解体・撤去補助金についてのお知らせ「募集」**

町内に存する危険家屋及び廃屋の解体・撤去に係る工事費用の一部を助成します。

申請希望者は下記期限までに申請書及び必要書類を提出してください。

### **【申請期間】**

令和7年9月11日(木)～令和7年10月9日(金)

### **【申請方法】**

申請書(与論町ホームページでダウンロード, または建設課までお越しください) と  
必要書類の提出。

### **【要件】**

- ・不良住宅度の判定が100点以上であること。
- ・補助金の交付決定前に工事に着手していないこと。
- ・年度内に完了する工事であること。
- ・解体撤去工事に要する費用が30万円以上の工事であること。
- ・申請者本人及び同一世帯人が市区町村税を滞納していないこと。
- ・解体撤去後の土地は適切に活用または管理すること。

### **【補助金額】**

工事費用の30%の額とし, 上限30万円。

※本事業は予算の範囲内での実施であるため, 予算を上回る申請があった場合は  
不良度の評点が高い申請を優先とします。

その他詳細についてのお問い合わせ, 申し込み先

与論町役場 建設課【0997-97-4928】

# 犬の糞の適正な管理について

「散歩中の飼い犬の糞が家の前等に放置され、困っている」という声をいただいております。

どなたでも家の前や自分の敷地内に糞が落ちてしていると嫌な気持ちになると思います。  
犬の散歩を行う際は、尿を洗い流すための水が入ったボトルや、糞を取るための袋を常備し、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。



飼い犬の糞は飼い主が責任をもって処理するようお願い致します。

与論町役場 環境課 97-4712

## ～～リサイクルセンターの利用について～～

リサイクルセンターの受入れ日以外にリサイクルセンターに粗大ごみ・資源ごみを持ち込む方がいらっしゃるようです。リサイクルセンターの一般の方の受入れ日は毎週水曜日と日曜日になります。

受入れ日以外の日には職員の作業日になります。受入れ日以外の持ち込みは作業の妨げとなりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

## 家屋を新築・増築・解体した場合は税務課へお知らせください

家屋（住宅・倉庫・事務所・店舗など）を新築・増築・解体した場合は、固定資産税額に加算・減算しなければなりませんので、税務課までお知らせください。

### <新築・増築した場合>

新築・増築された家屋は、完成した翌年度から固定資産税が課税されます。固定資産税の税額決定のために家屋調査を行いますので、図面のご提出や現地確認の立ち会いにご協力をお願いします。



新築・増築

特に未登記家屋は課税漏れしやすいため、必ず税務課へお知らせください。

### <解体した場合>

家屋の全部または一部を取り壊したときは申請が必要です。必ず取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

取り壊した翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、手続きをしないと翌年度以降も課税が継続される恐れがありますのでご注意ください。



取り壊し（全部・一部）

取り壊した家屋が課税されていないか、毎年5月に送付する課税明細書でご確認を！

連絡先・手続き先  
与論町役場 税務課（固定資産税係）  
TEL：0997-97-3133